
プロジェクト	料金規制事業
項目	IASB ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」へのコメントレター（案） カバー・ノート

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会 (IASB) は、料金規制のための特別な会計基準の開発を今後行うか否かを議論するための前段階として、2014 年 9 月 17 日にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下、「本 DP」という。）（コメント期限：2015 年 1 月 15 日）を公表した。
2. 本委員会では、これまで、次のように審議を行ってきた。
 - (1) 第 300 回企業会計基準委員会(11 月 18 日開催)：本 DP の概要、及び、事務局における暫定的な分析に基づいたコメントの方向性（案）の骨子（以下、「同骨子」という。）を説明のうえ、同骨子に関するご意見を頂いた。
 - (2) 第 301 回企業会計基準委員会(12 月 1 日開催)：同骨子及び頂いたご意見を踏まえ、本 DP の質問 7（特別な会計処理）へのコメントの方向性（案）を説明し、ご意見を頂いた。
 - (3) 第 302 回企業会計基準委員会(12 月 18 日開催)：本 DP の質問 3(料金規制とは何か)、4（市場規制）、5（「定義された料金規制」）、及び 6（特別な権利及び義務）について、事務局による分析とコメントの方向性（案）を説明のうえ、当該コメントの方向性（案）も踏まえて作成したコメントレター（案）を提示し、これに対するご意見を頂いた。
3. 本日の委員会においては、第 302 回企業会計基準委員会でいただいた意見や市場関係者との対話を踏まえて修正したコメントレター（案）をご説明の上、これに対するご質問やご意見をいただきたい。なお、本 DP に対するコメント期限が 2015 年 1 月 15 日とされていることから、本日の委員会において頂いたご意見等を踏まえて適宜修正を行った上で、IASB 宛てにコメントレターを提出することを予定している。

前回委員会以降の修正

4. 前回の委員会では、事務局から提示したコメントの方向性（案）に対して、主に次のご意見やご質問を頂いた。

- (1) 対象範囲を絞って検討を進める場合、現実には対象となる事業がほとんどない可能性があるうえ、利用者也規制繰延勘定の計上に大きな意義を感じていないようであることを踏まえると、本プロジェクトの審議を継続するべきかどうかについて慎重な評価をすべきではないか。
 - (2) 料金規制のあり方は各国によって異なり、通常、利用者也料金規制事業を行う各国の企業の財務諸表を比較していないことを踏まえると、共通の尺度を設けてグローバルな比較可能性を設ける必要性は乏しいと考えられ、規制の相違について利用者が理解出来るように開示のみのアプローチを進めることを提案してはどうか。
 - (3) 開示のみのアプローチを進める場合、料金規制事業について特別な会計処理の開発を要望していた者からの要請を満たさないのではないか。
5. これらを踏まえて本委員会のコメントレター（案）では、主に次のような修文を行っている。
- (1) 基準開発活動を開始する前に、本プロジェクトに関連する基準開発のコストと便益について十分な評価を行うことを提案するとともに、「開示のみ行うアプローチ」が、利用者のニーズを満たしたうえで、最も効率的なアプローチであると考えられる旨を記載した。（コメントレター第9項ほか参照）
 - (2) 特別な会計処理の要求事項について、特に原価又は収益の認識の繰延べ又は前倒しを要求又は許容するアプローチに対して分析を追加した。（コメントレター第7項ほか参照）
 - (3) その他、コメントの趣旨を明確化するために補足的な説明を追記したほか、市場関係者との対話を通じて得られた情報について追記を行った。（コメントレター第16項ほか参照）

ディスカッション・ポイント

審議事項(1)-2 及び審議事項(1)-3 のコメントレター（案）に関して、ご質問やご意見があれば頂きたい。

以上